

第 13 号

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第74号）
の一部を次のように改正する。

第24条に次の2項を加える。

- 7 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに
個別支援計画を作成しなければならない。
- 8 救護施設は、前項の規定による個別支援計画の作成については、救護施設の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録（
電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら
れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記
録媒体をいう。）をもって調製する方法により、書面の作成に代えて当該書面に係る電
磁的記録の作成を行うことができる。

第29条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第3項」の
次に「及び第7項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第8項中「前項」とあるのは、「第29条第1項」と読み替
えるものとする。

第30条中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和4
1年厚生省令第18号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。